

# 本庄サーキット見舞金制度のご案内

本庄サーキットのコース上及びピットロード・パドック内における事故に適用されます。

## 1. 保証金額

死亡見舞金	200万円
後遺障害見舞金	200万円に所定の割合を乗じた額
入院見舞金	7日以内 3.5万円
	8日以上14日以内 7.0万円
	15日以上21日以内 10.5万円
	22日以上 15.0万円
傷害手術見舞金	5万円（1事故による入院に対し1回まで）

## 2. 補償範囲

- ① 壁・ガードレール等に衝突した時のご本人のケガ
- ② 他の車両と衝突した時のご本人のケガ
- ③ 他の車両にはねられた時のご本人のケガ

## 3. 補償期間

当日のみ有効

## 4. 受け取り条件

- ① 見舞金制度に加入しているご本人となります。（死亡の場合は法定相続人となります）
- ② その日の催事中・サーキット走行中に起きた事故が原因の負傷・死亡に限ります。
- ③ その日の催事中・サーキット走行中に起きた事故の証明ができ、当日中にサーキット管理者会社まで事故の報告が必要です。
- ④ 医療機関の診断書を提出して下さい。
- ⑤ 死亡・後遺障害見舞金は事故日から30日以内に発生に限ります。
- ⑥ 入院見舞金は事故日から30日以内となります。
- ⑦ 最終判断はサーキット管理会社・関連クラブ役員会議によるものとします。（見舞金支給協議会）

\*\*\*\*\*

Lounge Club では本庄サーキットの規定・見舞金制度を利用しています。

規定資料・見舞金制度資料を作ってはいますが、サーキット側の都合や時期によっては変更されている場合がありますので、詳しくはサーキット運営会社へお問合せいただくようお願い致します。

万一事故が起きてしまった場合

本庄サーキットからの損害賠償請求は損害を起した本人に請求をさせていただきます。

見舞金制度のご利用に関してお手伝い（仲介）を行います。

本日は当クラブ（Lounge Club）の走行会をご利用頂きありがとうございます。

参加された方々が安全で楽しく走行していただけますよう努力してまいりますのでご理解とご協力お願い致します。